

議案第 5 0 号

取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 1 6 年条例第 1 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

令和 8 年 2 月からスマホ市役所の本格的な運用を開始するに当たり，情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定を踏まえ，オンライン決済による手数料等の納付，処分通知等をオンラインで行う場合における手続等に関する規定を整備するほか，所要の整備を行うため，本条例の一部を改正するものです。

取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>取手市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u> （目的） 第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織（<u>市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）</u>）を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）<u>規則等 執行機関（監査委員及び農業委員会を除く。）に係る手続等にあつては当該執行機関の規則その他の規程，その他の機関に係る手続等にあつては当該機関の規程をいう。</u> （3）（略） （4）<u>書面等</u> 書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，<u>図</u>	<u>取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u> （目的） 第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）（略） （3）<u>書面等</u> 書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，<u>図</u>

形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(5)から(11)まで (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置

形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4)から(10)まで (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の使用料,手数料その他市の収入であって,規則等で定めるもの(以下この項において「使用料等」という。)の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には,当該使用料等の納付については,当該条例等の規定にかかわらず,電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合,申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には,規則等で定めるところにより,当該申請等のうち当該部分以外の部分につき,前各項の規定を適用する。この場合において,第2項中「行われた申請等」とあるのは,「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては,当該条例等の規定にかかわらず,規則等で定めるところにより,規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし,当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式によ

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関は,処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては,当該条例等の規定にかかわらず,規則等で定めるところにより,電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

る表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面

行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認

等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

する必要があること, 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの
第3条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第3条及び第4条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第5条及び前条の規定

(添付書類の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し, 登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては, 当該条例等の規定にかかわらず, 市の機関が, 当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより, 直接に, 又は電子情報処理組織を使用して, 当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し, 又は参照することができる場合には, 添付することを要しない。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第9条 市は, 情報通信技術を活用した行政

(手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 市は, 市の機関に係る手続等におけ

<u>の推進を図るため、市の機関に係る手続等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるよう、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、<u>情報通信技術</u>の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。 3 市は、市の機関に係る手続等における<u>情報通信技術</u>の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。 <u>(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)</u> <u>第10条</u> 市長は、少なくとも毎年度1回、<u>電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等</u>その他この条例の規定による<u>情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況</u>について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 <u>(委任)</u> <u>第11条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。	<u>る情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、<u>情報通信の技術</u>の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。 3 市は、市の機関に係る手続等における<u>情報通信の技術</u>の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。 <u>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</u> <u>第8条</u> 市長は、少なくとも毎年度1回、<u>市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等</u>その他この条例の規定による<u>情報通信の技術の利用に関する状況</u>について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 <u>(規則等)</u> <u>第9条</u> この条例における規則等は、<u>執行機関(監査委員及び農業委員会を除く。)</u>に係る手続等にあつては当該執行機関の規則その他の規程、その他の機関に係る手続等にあつては当該機関の規程とする。
---	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる電子情報処理組織による申請等又は処分通知等について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申請等又は処分通知等については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、改正後の条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。